

報告第 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 3 月 28 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月28日

足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

1 相手方

株式会社 P R I M U S 及び同法人の代表者

2 訴えの要旨

足立区は、足立区補助金等交付事務規則及び足立区認証保育所運営費等補助要綱に基づき、平成 2 0 年 3 月 2 1 日付返還を決定した補助金 2 , 4 5 3 , 6 0 0 円並びにこれに対する違約金及び遅延損害金並びに訴訟費用を請求する。

3 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。